

新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる「緊急事態宣言」等を踏まえた当協会の取り組みについて

令和2年4月14日
(一社) 全国特定法面保護協会

当協会では、政府の「緊急事態宣言」、最低7割極力8割という接触削減の実現に向けた在宅勤務（テレワーク）の推進を踏まえ、出勤者の削減に取り組むこととしております。

【取り組み】

○在宅勤務の実施

- ・期間 令和2年4月15日から5月10日まで（予定）
- ・事務所 少人数での業務継続
(お問合せの対応等にご不便をおかけすることもあるかと存じますがご了承いただきたく存じます)

○当協会主催の行事等

- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、当協会主催の行事の中止または延期をさせていただくことがございます。
その場合は、当協会ホームページ等でお知らせさせていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

○発行図書の発送につきまして

- ・急ぎの発送には対応できませんので、納期には十分余裕をもってご注文をお願いいたします。

以上、極力業務継続に努力いたす所存ですが、感染拡大の防止に向けた対応を図るため、ご不便をおかけする皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。